

監査結果報告書

令和 2 年度（2020 年度）No. 3

定期監査（下期）
財政援助団体監査
出資団体監査

旭川市監査委員

旭 監 第 7 4 号
令和 3 年 4 月 1 4 日

旭 川 市 長 西 川 将 人 様
旭 川 市 議 会 議 長 安 田 佳 正 様

旭川市監査委員 田 澤 清 一
旭川市監査委員 坪 沼 一 成
旭川市監査委員 門 間 節 子
旭川市監査委員 松 田 宏

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定期監査（財務監査）

1	監査の対象	1
(1)	対象事務	1
(2)	対象部局及び対象期間	1
2	監査の着眼点	2
3	監査の実施内容	3
(1)	実施期間	3
(2)	実施方法	3
4	監査の結果	4

第 2 財政援助団体監査

1	監査の対象等	10
2	監査の着眼点	10
3	監査の実施内容	11
(1)	実施期間	11
(2)	実施方法	11
4	監査の結果	11

第 3 出資団体監査

1	監査の対象等	13
2	監査の着眼点	13
3	監査の実施内容	14
(1)	実施期間	14
(2)	実施方法	14
4	監査の結果	14
(資 料)	1 監査対象団体の概要	17
	2 正味財産増減計算書	21
	3 貸借対照表	23

第 1 定期監査（財務監査）

1 監査の対象

(1) 対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を総合的に勘案し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

ア 収入に関する事務のうち、使用料及び手数料、土地、建物等の貸付け、市税賦課及びその他収入に関する事務並びに現金取扱事務

イ 支出に関する事務のうち、土地、建物等の借上げ及び政務活動費に関する事務

ウ 契約に関する事務のうち、土地、建物等の貸付け及び借上げ並びにその他収入に関する事務

エ 財産管理に関する事務のうち、土地、建物等の貸付け及び借上げに関する事務

(2) 対象部局及び対象期間

対 象 部 局	使用料及び手数料に関する事務	土地、建物等の貸付けに関する事務	土地、建物等の借上げに関する事務	現金取扱事務	市税賦課に関する事務	政務活動費に関する事務	その他収入に関する事務	対象期間
会 計 課	—	—	○	—	—	—	—	令和2年 4月1日 ～ 令和2年 10月31日
総 合 政 策 部	○	○	○	—	—	—	○	
総 務 部	○	○	○	—	—	—	○	
防 災 安 全 部	—	—	○	—	—	—	○	
税 務 部	○	—	○	—	○ (※1)	—	—	
市 民 生 活 部	○	○	○	○ (※2)	—	—	○	
環 境 部	○	○	○	—	—	—	○	
農 政 部	○	○	○	—	—	—	○	
建 築 部	○	—	○	—	—	—	○	
土 木 部	○	○	○	—	—	—	○	
議 会 事 務 局	—	—	○	—	—	○	—	

注) 対象事務のある部局は「○」、ない部局は「—」で表示

※1 対象市税は、固定資産税及び都市計画税

※2 対象は、東部まちづくりセンター

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 使用料及び手数料に関する事務

- ア 調定額の算定は適正か。
- イ 調定の時期及び手続は適正か。
- ウ 納期限の設定は適切か。
- エ 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。
- オ 督促は適時、かつ適正に行われているか。
- カ 減免の理由及び手続は適正か。

(2) 土地、建物等の貸付けに関する事務

- ア 法令等に基づき貸付事務が行われているか。
- イ 申請、協議、契約等の事務処理は適正か。
- ウ 調定額の算定は適正か。
- エ 調定の時期及び手続は適正か。
- オ 納期限の設定は適切か。
- カ 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。
- キ 督促は適時、かつ適正に行われているか。
- ク 減免の理由、手続及び金額は適正か。
- ケ 貸付けの理由、期間等は適切か。
- コ 貸付条件は遵守されているか。

(3) 土地、建物等の借上げに関する事務

- ア 法令等に基づき借上事務が行われているか。
- イ 申請、協議、契約等の事務処理は適正か。
- ウ 借上料の積算は適正か。
- エ 借上料の支出は適正な時期に行われているか。
- オ 借上げの理由、期間等は適切か。

(4) 現金取扱事務

- ア 現金と領収書等の証拠書類や現金出納簿等の出納関係帳簿は一致しているか。
- イ 現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。
- ウ 領収書の取扱いは適正に行われているか。
- エ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々、出納関係帳簿等の点検を行っているか。
- オ 領収書を発行しない収納金の確認は適正に行われているか。
- カ 現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか。
- キ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

- ク 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
 - ケ 釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。
 - コ 金額確認は2人以上の体制で実施しているか。
- (5) 市税賦課に関する事務（固定資産税及び都市計画税賦課関係事務）
- ア 台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか。また、その記帳は適正に行われているか。
 - イ 納税義務者、課税客体等は的確に把握されているか。
 - ウ 調定漏れ、調定誤りはないか。
 - エ 申告納税に伴う手続は適正に行われているか。
 - オ 申告書の提出は適正に行われているか。また、受理の際、必要事項の点検が行われているか。
 - カ 更正決定及び加算金の処理は適正に行われているか。
 - キ 不申告、過少申告に対する処理は適正に行われているか。
 - ク 非課税、減免、課税免除、不均一課税、納期限延長の取扱い及び手続は、法令等の規定に基づいて適正に行われているか。
- (6) 政務活動費に関する事務
- ア 支出額の積算は適正か。
 - イ 支出の内容、使途の適正性等について、会計帳簿、領収書その他関係書類により確認されているか。
- (7) その他収入に関する事務
- ア 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
 - イ 調定の時期及び手続は適正か。
 - ウ 納期限の設定は適切か。
 - エ 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。
 - オ 督促は適時、かつ適正に行われているか。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和2年12月1日から令和3年3月19日まで

(2) 実施方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、議会事務局の政務活動費に係る監査については、門間節子監査委員及び松田宏監査委員を除斥した。

4 監査の結果

監査対象部局別の結果は次のとおり、支出及び財産管理に関する事務はおおむね適正に処理されていたが、収入及び契約に関する事務について、一部の部局において不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘等を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

なお、今年度は使用料及び手数料に関する事務、土地、建物等の貸付けに関する事務及び借上げに関する事務を重点項目として監査を実施したところであるが、使用料や貸付料において必要な督促がなされていなかったり、使用料の算定において部局間で異なる取扱いをしていたものがあつたほか、土地・建物等の借上げに係る契約事務において、事務処理に不適切なものや不測の事態への対応に問題のあるものが見受けられた。

こうしたことから、制度の所管部局においては各部局の運用状況を的確に把握し、指導に努めるとともに、各部局においては事務処理に係る手引やマニュアルを再確認し、その取扱いに疑義が生じた場合は所管部局に確認するなど、適切かつ厳正な事務執行に努められたい。

また、内部統制制度の導入に当たっては、定期監査等との連携に配慮するとともに、リスクを事前に回避する仕組みづくりを推進するなど、本市の実態に見合った実効性の高い制度の構築を望むものである。

会 計 課

特に指摘事項なし。

総 合 政 策 部

特に指摘事項なし。

総 務 部

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 土地の貸付料について、納期限までに納付されないため督促しなければならないところされておらず、その後の納付確認を行わなかったことにより、数か月にわたり収入未済となっていたものがあつた。 (公共施設マネジメント課)

- (2) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。
- (3) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。
- (4) 財産管理に関する事務
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 行政財産使用料や新型コロナウイルス感染症に伴い返還する場合の使用料については、手引や通知等でその取扱いが示されているところであるが、算定方法の一部に不明確な点があり部局間で異なる取扱いが見受けられたことから、制度の運用に当たっては事務処理に誤解などが生じないように通知等で周知徹底を図るとともに、制度を所管する部局として各部局の状況を把握し、必要に応じて適切な指導を行うよう努められたい。

防 災 安 全 部

特に指摘事項なし。

税 務 部

○ 指摘事項

- (1) 収入に関する事務
特に指摘事項なし。
- (2) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。
- (3) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。

- (4) 財産管理に関する事務
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① イメージファイリングシステム端末機器等賃貸借契約における指名競争入札において、指名業者の辞退により1者で入札が行われたが、入札者が1者の場合、契約事務の手引では入札を中止すべきとされていることから、あらかじめ指名通知書にその旨を記載するほか、指名業者の選考に当たっては入札による競争性が確保されるよう努められたい。

市 民 生 活 部

○ 指摘事項

- (1) 収入に関する事務
特に指摘事項なし。
- (2) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。
- (3) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。
- (4) 財産管理に関する事務
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 特定計量器所在場所定期検査において、受検しようとする者は申請書を提出しなければならないこととされているが、検査実施伺起案後に受領したもの、法人として申請すべきところ個人名により申請したものなどが多数見受けられたことから、申請書受領に係る事務手順や審査体制の点検を行うなど、規則等の規定に基づく適正な事務執行となるよう検討されたい。

環 境 部

特に指摘事項なし。

農 政 部

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務
特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

① 農業センターにおいて試験栽培した農産物のうちの一部は生産品とし、農産物直売所で販売しているが、生産品の受入れ通知等の意思決定手続が十分でない状態が見受けられたほか、販売業務を委託するに当たり、販売代金の収納や委託手数料の取扱い等が明確となっていないことから、法令上必要となる取扱いを再確認し、生産品に係る手続や契約内容を見直すなど適切な事務執行に努められたい。

建 築 部

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務

[改善を要するもの]

① 市営住宅の行政財産目的外使用許可に係る使用料について、納期限までに納付されないため期限を指定して督促をしなければならないところ催促のみを行い、その後の納付確認を行わなかったことにより、数か月にわたり収入未済となっていたものがあつた。
(市営住宅課)

- (2) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。
- (3) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。
- (4) 財産管理に関する事務
特に指摘事項なし。

土	木	部
---	---	---

○ 指摘事項

- (1) 収入に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 自動販売機の設置に係る公園使用料について、金額の記載を誤ったことにより、1件60円の過少徴収となっていた。(公園みどり課)－改善済

[検討を要するもの]

- ① 道路占用料及び公園使用料が未納のものについて、督促状発出を納期限を超えた日から20日以内とする旭川市公法上の収入徴収に関する条例とは異なる取扱いとしていることから、条例の趣旨に沿うよう、事務処理手法を検討されたい。(土木管理課，公園みどり課)

- ② 公園の使用許可及び占用許可について、特に必要と認める理由が明らかでないにもかかわらず、申請書の提出が旭川市都市公園条例施行規則で定める期限を過ぎているものや、使用料等について、同規則で必要とする後納申請書を徴さずに後納の取扱いとしているものなどが見受けられたことから、関係規定に基づく処理となるよう、事務手続の在り方を検討されたい。(公園みどり課)

- (2) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。
- (3) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。

- (4) 財産管理に関する事務
特に指摘事項なし。

議 会 事 務 局

特に指摘事項なし。

第 2 財政援助団体監査

1 監査の対象等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市が財政援助を行っている団体のうち、担当部局に偏りが生じないように考慮した上で、過去の監査の実施状況等を踏まえて決定した。

対象団体	財政援助の内容	補助金の額	担当部局
一般財団法人 道北地域旭川 地場産業振興センター	一般財団法人 道北地域旭川 地場産業振興センター補助金	令和元年度 4,400,000円	経済部

※ 監査の対象事務は、令和元年度における財政援助に係る出納その他の事務

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 団体関係

- ア 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- イ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ウ 事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。
- エ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- オ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- カ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- キ 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ク 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- ケ 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- コ 団体の監査役や監事は独立性が確保され、有効に機能しているか。

(2) 所管部局関係

- ア 補助金等の財政的援助の決定は法令等に適合しているか。
- イ 交付要綱は適正に整備されているか。
- ウ 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。

- エ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- オ 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- カ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- キ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- ク 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ケ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- コ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。
- サ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
- シ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和2年12月1日から令和3年3月19日まで

(2) 実施方法

財政援助を行った所管部局及び対象団体に対し資料の提出を求め、団体の事務事業の実施状況を聴取し、主に補助金等の申請から収支の精算に至るまでの事務が適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

財政援助団体の補助金等に係る事務について監査した結果、補助の目的に則して処理されていたものの、事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

結果は次のとおりであり、今後とも補助による効果を確認するとともに、指摘等を受けたことにも十分留意しながら、より適正な補助事業の執行に努められたい。

○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

特に指摘事項なし。

(2) 所管部局（経済部）に関する事項

[検討を要するもの]

- ① 旭川市補助金交付基準では、補助金交付団体の運営の適格性の判断基準として、繰越金が補助金額から判断して妥当であることと規定されているが、団体の収支決算では補助金額を上回る繰越金が生じており、さらには特定の使用目的を持たない財政調整積立資産を積み増していることから、市の出資団体であることや市の厳しい財政状況も勘案し、補助の必要性及び補助金額の妥当性について十分に検討されたい。
- ② 当補助金は、資金収支計画を審査の上概算払をしているが、団体の前年度決算書によると財政調整積立資産として交付決定額を上回る普通預金を保有しており、当該積立資産を一時的に取り崩せば概算払は不要であったと考えられることから、概算払の時期や額の妥当性について厳格かつ慎重に判断されたい。
- ③ 当補助金の額に結果として影響はなかったものの、旭川市補助金交付基準では、事業の受益者負担額分を減額して補助額を決定することとされているが、補助金交付要綱にはそれに関する規定がなく、補助対象経費の積算において受益者負担である施設賃貸事業収入及び受取負担金の充当額を控除していないことから、交付要綱の見直しを検討されたい。

第 3 出 資 団 体 監 査

1 監査の対象等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市が資本金等の4分の1以上の出資を行っている6団体の中から過去の監査の実施状況を踏まえ、前回の平成28年度実施から一定の期間を経ている次の団体に決定した。

対 象 団 体	一般財団法人 道北地域旭川地場産業振興センター
資 本 金 等	30,000,000円
市 出 資 額	9,000,000円（市出資割合30.0%）
所 管 部 局	経済部

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 団体関係

- ア 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- イ 団体が一般財団法人となっている場合、出捐した財産は計画に基づき適切に公益目的のために使用されているか。
- ウ 経営成績及び財政状態は良好か。
- エ 経済性、効率性、透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。
- オ 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。それらの諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- カ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- キ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ク 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ケ 団体の監査役や監事は独立性が確保され、有効に機能しているか。
- コ 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。
- サ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- シ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。

ス 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

(2) 所管部局関係

ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。

イ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

ウ 出資金等の支出手続は適正か。

エ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

オ 増・減資等はあるか。また、配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。

カ 有価証券の保管は良好か。

キ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

ク 出資団体に派遣している職員があり、給与を負担している場合、その根拠は条例に規定されているか。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和2年12月1日から令和3年3月19日まで

(2) 実施方法

資本金等を出資した所管部局及び対象団体に対し資料の提出を求め、団体の事務事業の実施状況を聴取し、平成31年4月1日から令和2年3月31日までについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

団体の事業に係る出納その他の事務について監査した結果、次のとおり事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

今後とも指摘等を受けたことに十分留意するとともに、設立目的に沿った適切な事務の執行に努められたい。

○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

[改善を要するもの]

- ① 減価償却費の算出において、期末帳簿価額を備忘価額である1円とすべき資産を誤って償却したことにより1件1円過大となっているもの、過年度に一部除却した資産を誤って当初の残存価額に基づき算出したことにより1件22,309円過少となっているものがあった。
- ② 退職給付引当金の算出において、勤続期間1年以上5年以下の職員に適用すべき率を乗じなかったことにより、退職給付費用が107,304円過大となっていた。
- ③ 旭山動物園売店業務に伴う塵芥処理業務委託の支出において、誤って前年度契約単価により金額を算出した請求書を受領し、そのまま支出していたことにより、1件71円の未払いがあった。 －改善済
- ④ 駐車場白線引き業務に係る支出において、支出伺の起票を失念するとともに、相手方も請求を行わなかったことにより、1件200,000円の未払いがあった。 －改善済
- ⑤ 職員の旅費の支給において、駅と空港間の車賃等の計上が漏れていたことにより、2件1,730円の未払いとなっているものがあった。 －改善済
- ⑥ 施設賃貸事業収益において、附属設備使用料の単価を誤ったことにより、1件360円の過少徴収となっているものがあった。

[検討を要するもの]

- ① 業務委託やリースなどの契約において、当団体の契約事務取扱規程に定める要件に合致しないにもかかわらず特定の二者との随意契約を行っているものが多数あり、この中には合理的な理由は認められるものがある一方、業務を熟知していることなどを理由に安易に前契約者を選定しているものもあった。

特定の二者との随意契約は契約方法の例外であることから、公平性、経済性の観点からも、実施に当たっては慎重かつ厳格に判断するとともに、契約事務取扱規程の見直しを検討されたい。

- (2) 所管部局（経済部）に関する事項
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 契約事務において、支出伺に検査日及び検査印が漏れているもの、検査員と異なる者が検査を行っているもの、完了前に検査を行っているものなど、当団体の契約事務取扱規程及び契約書の規定と異なる手続となっているものが28件見受けられたが、これらの中には平成28年度の定期監査の指摘事項と同様のものも多数含まれており、依然として改善されていない状況であることから、組織としてチェック体制の強化を徹底するとともに、職員一人一人が適正な事務処理を行うために必要な取組を実施するよう強く望むものである。

<資料1>

一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センターの概要

1 設立目的及び事業内容

(1) 設立目的

道北地域の地場産業の健全な育成を図るため、地場製品の宣伝、普及等を行うとともに、地場産業に携わる経営者、後継者等の資質の向上を図るための事業等を行い、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(2) 実施事業

- ア 地場製品の展示会の開催、販売及び宣伝、普及
- イ 地場産業に関連する情報の収集及び提供
- ウ 地場産業に携わる経営者、後継者等の資質の向上を図るための研修会等の開催
- エ 地場産業振興センターの施設賃貸及び管理運営
- オ 道の駅の運営
- カ その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 基本財産

30,000千円（うち旭川市出資額9,000千円，出資率30.0%）

3 役職員数（令和2年3月31日現在）

- 理事 10人（うち理事長1人，副理事長1人，専務理事1人）
- 監事 2人
- 評議員 10人
- 職員 事務局長ほか正職員・再雇用4人，嘱託職員3人，臨時職員3人

4 施設の概要

所 在		敷 地 面 積	延 床 面 積
旭川市神楽4条6丁目1番12号		9,221.21㎡	4,288.73㎡
構 造		駐 車 場	
鉄筋コンクリート造2階建，塔屋1階		大型車6台，普通車100台，障害者用2台	
1階	道の駅	売店・フードコート	858.88㎡ 売店1者，飲食5者
		その他	398.56㎡ ホール，トイレ，廊下等
	センター管理	大展示場	1,500.00㎡ 企業催事等
		その他	361.37㎡ 管理室，階段等
1階床面積		3,118.81㎡	
2階	センター管理	貸室・貸事務所	611.87㎡ 貸室4，貸事務所2
		センター事務所	56.00㎡
		その他	495.05㎡ ロビー，機械室等
	2階床面積		1,162.92㎡
塔屋	センター管理	階段	7.00㎡
床面積合計		4,288.73㎡	

5 令和元年度の事業実績

区分	事業内容	事業実績等
施設提供事業	<p>地場の企業等の活動を育成支援するため、2階の会議室等を低廉な使用料で提供する。</p>	<p>開館日数 347日 利用日数 (利用率) 会議室 108日 (31.1%) 研修室 134日 (38.6%) 研究開発室(2) 115日 (33.1%) 研究開発室(3) 235日 (67.7%)</p>
地場産PR事業	<p>各種展示会等を開催して、道北地域の特色ある地場産品や飲食物等を広く宣伝普及する機会を創出し、消費者ニーズの把握、地産地消の促進、需要の拡大と販路開拓等を支援することで、地場産業の振興を図る。</p> <p>1 展示会等開催事業 (1)「2019春の地場産フェア」の開催(留萌管内フェアを併催) 期日：令和元年6月8日～9日 場所：センター大展示場及び一部駐車場</p> <p>(2)「2019道北の観光と地場産品フェスティバル」の開催(道北の観光展を併催) 期日：令和元年8月24日～25日 場所：センター大展示場及び一部駐車場</p> <p>(3)「2019冬の地場産フェア」の開催(旭川フルーツフォーラムを併催) 期日：令和元年12月7日～8日 場所：センター大展示場</p> <p>2 「北の恵み 食べマルシェ」事業 旭川市などと実行委員会を組織し事務局の役割を担い、毎年9月に買物公園などを会場として約100万人を集客する食のイベントを開催する。 期日：令和元年9月14日～16日 場所：旭川駅前広場、買物公園、七条緑道、常磐公園、JR旭川駅</p>	<p>出店者数 67企業等 売上実績 14,556,013円 入場者数 25,033人</p> <p>出店者数 58企業等 売上実績 13,429,522円 入場者数 21,111人</p> <p>出店者数 73企業等 売上実績 16,488,865円 入場者数 16,937人</p> <p>来場者数 1,045,000人 売上 204,607,514円</p>
	<p>各テナントと連携し「道の駅あさひかわ」の認知度及び集客力の向上に努めるとともに、情報発信及び地域連携に係る道の駅機能を充実させ、地元市民をはじめ旅行者や観光客が気軽に利用できる魅力的な利便性の高い施設運営に努める。</p>	

道の駅事業	<p>1 観光案内コーナーの設置 期間：平成31年4月～令和2年3月 協力：(一社)旭川観光コンベンション協会，旭川観光ボランティア協議会</p> <p>2 北海道地区「道の駅」スタンプラリーへの参加 期間：平成31年4月～令和2年4月</p> <p>3 会議関係 (1)北海道地区「道の駅」連絡会への参加 (2)上川中南部地域「道の駅」連携会議への参加</p>	<p>活動日数 149日 対応件数 延べ18,718件</p> <p>当駅での応募者数392件</p> <p>担当者会議 平成31年4月12日</p> <p>10回開催</p>
貸館事業	<p>イベント企画相談業務に取り組みながら，大展示場の賃貸利用を促進し，地場企業などによる催事等の活動を支援する。また，観光客や地元消費者に向けて，道北地域の特産品を販売する売店や旭川の食を提供するフードコートを賃貸しその運営を推進する。さらに，2階会議室の一部を事務所として賃貸し運用する。</p>	<p>大展示場 開館日数 347日 利用日数 204日 利用率 58.8% 施設使用料収入 48,350,938円</p>
取引幹事業	<p>1 カタログ販売等 個人向けカタログ販売や，卸売業者及び業務用購入者向けの取引を推進して，道北地域の特産品の宣伝普及に取り組む。</p> <p>2 ふるさと納税事業（旭川市受託事業） 旭川市から「ふるさと納税」に関する業務を受託し，旭川市の魅力を伝えるとともに地場産品の宣伝普及等に努める。 実施期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日</p>	<p>売上実績 29,897,290円 販売先 個人顧客（DM），G-7食品ジャパンフードサービス，トシン・グループ，旭山動物園くらぶほか</p> <p>取扱事業者 53社 取扱品数 499点 受注件数 43,640件</p>
旭山動物園運営事業	<p>旭山動物園正門売店運営事業者となり，動物園グッズ・地場産品の販売とサービスの提供を通じ，需要の開拓と事業収益の確保に努める。</p>	<p>売上実績 64,474,511円 取扱品数 561点 取扱事業者 27社</p>

<p>市推 場進 開受 拓託 ク事 ラス ター 業</p>	<p>旭川市から「市場開拓クラスター推進業務」を受託し、道北地域の地場企業を対象とした販路開拓支援機能の構築を目指し、道外の道の駅との相互交流等の連携により、市場形成に向けた取組を推進する。 実施期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日</p>	<p>取扱事業者 29社 取扱品数 179点 販売金額 14,971,582円</p>
<p>管 理 運 営 事 業</p>	<p>1 一般財団法人としてのガバナンスの向上等 2 施設の維持・管理 3 人件費等支出の抑制 4 各種会議の開催・参加等 (1)理事会 ア 定例理事会 第1回 令和元年6月20日 第2回 令和2年3月19日 イ 臨時理事会 第1回 令和元年7月12日 (2)評議員会 ア 定時評議員会 第1回 令和元年6月27日 イ 臨時評議員会 第1回 令和2年3月30日 (3)旭川食品産業支援センターへの参加 (4)（一社）旭川観光コンベンション協会への参加 (5)サハリン経済交流促進協議会への参加 (6)旭川地域産品マーケティング支援事業実行委員会への参加 (7)あさひかわ推進法人連絡協議会への参加</p>	<p>主な修繕等 昭和通側玄関の風除扉の設置 正面玄関の扉・柱等の塗装 駐車場案内看板の設置 暖房設備（循環ポンプ等）の交換 職員の時間外手当の縮減，旭川市職員の派遣等</p>

<資料2>

令和元年度 一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター 正味財産増減計算書
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	[6,300]	[6,300]	[0]
基本財産受取利息	6,300	6,300	0
② 特定資産運用益	[3,770]	[42,019]	[△ 38,249]
特定資産受取利息	3,770	42,019	△ 38,249
③ 事業収益	[166,122,797]	[152,452,702]	[13,670,095]
施設賃貸事業収益	51,958,248	51,451,489	506,759
取引斡旋事業収益	29,897,290	30,259,644	△ 362,354
売店運営事業収益	64,474,511	59,454,073	5,020,438
旭川市受託事業収益	19,792,748	11,287,496	8,505,252
④ 受取補助金等	[20,717,814]	[24,968,951]	[△ 4,251,137]
受取旭川市補助金	4,400,000	8,615,000	△ 4,215,000
受取北海道交付金	0	0	0
指定正味財産からの振替額	16,317,814	16,353,951	△ 36,137
⑤ 受取負担金	[6,694,190]	[7,387,980]	[△ 693,790]
受取負担金	6,694,190	7,387,980	△ 693,790
⑥ 雑収益	[896,061]	[1,103,688]	[△ 207,627]
受取利息	1,318	28	1,290
受取配当金	400	400	0
雑収益	894,343	1,103,260	△ 208,917
経常収益計	194,440,932	185,961,640	8,479,292
(2) 経常費用			
① 事業費	[173,117,499]	[166,059,029]	[7,058,470]
役員報酬	731,123	0	731,123
給料手当	35,692,222	34,559,071	1,133,151
臨時雇賃金	1,341,711	1,906,397	△ 564,686
退職給付費用	1,911,777	825,754	1,086,023
共済費	6,132,579	5,554,808	577,771
会議費	19,848	2,480	17,368
旅費	920,931	846,990	73,941
通信運搬費	690,970	802,822	△ 111,852
減価償却費	17,424,507	17,625,682	△ 201,175
消耗印刷費	1,905,072	1,221,361	683,711
修繕費	1,866,160	1,995,539	△ 129,379
燃料費	1,199,107	1,290,469	△ 91,362
光熱水費	5,740,278	6,112,464	△ 372,186
賃借料	862,735	943,742	△ 81,007
会場整備費	2,243,960	2,491,560	△ 247,600
保険料	535,860	535,554	306
諸謝金	0	0	0
寄付金	0	25,000	△ 25,000
租税公課	14,693,314	13,337,628	1,355,686
支払負担金	3,716,088	2,152,516	1,563,572
広告宣伝費	1,460,558	1,413,600	46,958
交際費	129,350	134,878	△ 5,528
委託注費	5,353,011	5,863,246	△ 510,235
外商品仕入費	330,688	45,144	285,544
支払手数料	67,241,105	65,572,422	1,668,683
雑費	587,296	473,331	113,965
雑費	387,249	326,571	60,678
② 管理費	[10,852,883]	[13,291,542]	[△ 2,438,659]
役員報酬	1,357,801	0	1,357,801

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
給料手当	1,052,265	4,448,275	△ 3,396,010
退職給付費用	70,678	0	70,678
共济費	1,474,694	979,558	495,136
会議費	3,348	6,944	△ 3,596
旅費交通費	12,000	24,000	△ 12,000
通信運搬費	210,690	200,116	10,574
減価償却費	708,122	497,377	210,745
消耗印刷費	349,206	829,588	△ 480,382
修繕料	233,440	36,360	197,080
燃費	17,982	20,485	△ 2,503
光熱水費	1,906,744	2,270,860	△ 364,116
賃借料	298,873	364,800	△ 65,927
保険料	205,235	202,542	2,693
諸謝金	542,500	540,000	2,500
租税公課	759,071	1,283,023	△ 523,952
支払負担金	203,000	203,000	0
広告宣伝費	19,800	0	19,800
交際費	20,000	20,000	0
委託費	1,269,849	1,300,082	△ 30,233
支払手数料	61,734	32,832	28,902
雑費	75,851	31,700	44,151
経常費用計	183,970,382	179,350,571	4,619,811
当期経常増減額	10,470,550	6,611,069	3,859,481
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 退職給付引当金取崩額	0	3,932,792	△ 3,932,792
経常外収益計	0	3,932,792	△ 3,932,792
(2) 経常外費用			
① 固定資産除却損	[16]	[0]	[16]
建物除却損	1	0	1
什器備品除却損	15	0	15
経常外費用計	16	0	16
当期経常外増減額	△ 16	3,932,792	△ 3,932,808
当期一般正味財産増減額	10,470,534	10,543,861	△ 73,327
一般正味財産期首残高	288,315,056	277,771,195	10,543,861
一般正味財産期末残高	298,785,590	288,315,056	10,470,534
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	[△ 16,317,814]	[△ 16,353,951]	[36,137]
一般正味財産への振替額	△ 16,317,814	△ 16,353,951	36,137
当期指定正味財産増減額	△ 16,317,814	△ 16,353,951	36,137
指定正味財産期首残高	481,503,138	497,857,089	△ 16,353,951
指定正味財産期末残高	465,185,324	481,503,138	△ 16,317,814
III 正味財産期末残高	763,970,914	769,818,194	△ 5,847,280

注) 本表は、当法人の財務諸表から抜粋したものである。

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,807,358	21,637,655	△ 17,830,297
売掛金	1,349,260	1,177,074	172,186
未収金	6,210,168	4,685,049	1,525,119
商立替金	516,545	289,808	226,737
流動資産合計	13,569,518	28,856,837	△ 15,287,319
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	30,000,000	30,000,000	0
基本財産合計	30,000,000	30,000,000	0
(2) 特定資産			
土地建物	260,810,000	260,810,000	0
什器備品	406,857,693	421,827,457	△ 14,969,764
退職給付引当資産	2,500,018	3,848,068	△ 1,348,050
什器備品積立資産	33,399,272	31,416,817	1,982,455
修繕積立資産	513,307	513,307	0
特定資産合計	20,385,890	7,985,890	12,400,000
(3) その他固定資産			
建物	7,096,823	7,191,370	△ 94,547
構築物	219,254	301,474	△ 82,220
什器備品	2,081,735	2,823,299	△ 741,564
電話加入権	745,536	745,536	0
出資	10,000	10,000	0
財政調整積立資産	29,038,600	26,038,600	3,000,000
差入保証金	0	185,370	△ 185,370
その他固定資産合計	39,191,948	37,295,649	1,896,299
固定資産合計	793,658,128	793,697,188	△ 39,060
資産合計	807,227,646	822,554,025	△ 15,326,379
II 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	1,134,144	2,891,642	△ 1,757,498
未払金	5,042,335	13,922,749	△ 8,880,414
前受金	140,040	628,015	△ 487,975
預り金	40,941	376,608	△ 335,667
流動負債合計	6,357,460	17,819,014	△ 11,461,554
2. 固定負債			
退職給付引当金	33,399,272	31,416,817	1,982,455
預り保証金	2,000,000	2,000,000	0
預り敷金	1,500,000	1,500,000	0
固定負債合計	36,899,272	34,916,817	1,982,455
負債合計	43,256,732	52,735,831	△ 9,479,099
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
北海道補助金	271,395,235	278,920,371	△ 7,525,136
旭川市負担金	125,401,155	128,721,067	△ 3,319,912
22市町村負担金	11,476,835	11,587,499	△ 110,664
商工団体等負担金	11,476,835	11,587,499	△ 110,664
旭川市補助金	45,435,264	50,686,702	△ 5,251,438
指定正味財産合計	465,185,324	481,503,138	△ 16,317,814
(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)	(30,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(435,185,324)	(451,503,138)	(△ 16,317,814)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(255,881,584)	(243,481,584)	(12,400,000)
正味財産合計	763,970,914	769,818,194	△ 5,847,280
負債及び正味財産合計	807,227,646	822,554,025	△ 15,326,379

注) 本表は、当法人の財務諸表から抜粋したものである。